## 第6章 簡易タンク貯蔵所

## 第1 簡易タンク貯蔵所

政令第14条

1 貯蔵所又は取扱所の判断基準

簡易タンク貯蔵所に設けられた固定給油設備で自動車等の燃料タンクに給油する行為 又は容器に危険物を詰替える行為は貯蔵に伴う取扱いとして認められるものである。

【昭和37年4月6日自消丙予発第44号】

## 第2 簡易タンク貯蔵所の基準

1 簡易タンク貯蔵所の数

政令第14条第1項第2号

「同一品質の危険物」には、法別表第1の品名が同じであっても品質の異なるものは含まれないこと。

2 標識及び掲示板

政令第14条第1項第3号

標識及び掲示板は、外部から見やすい箇所に設けること。

3 設置方法等

政令第14条第1項第4号

- (1) 簡易貯蔵タンクは、一般に移動可能な車を有しており、火災その他の緊急時には移動できるものとすること。したがって、「固定」とは、コンクリート等移動が不可能な固定をいうものではなく、車止め又はくさり等による固定をいうものであること。
- (2) 簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合、危険物を貯蔵し、又は取り扱う空地は、危政令第17条第1項第2号及び第3号の規定の例によるよう指導すること。